

# 第3章 景観形成基準

## 3-1 対象エリア全域に共通する基準等

### (1) 景観形成目標

五大堂などからの眺望景の価値を守り、その魅力を高めてゆく

### (2) 遵守基準

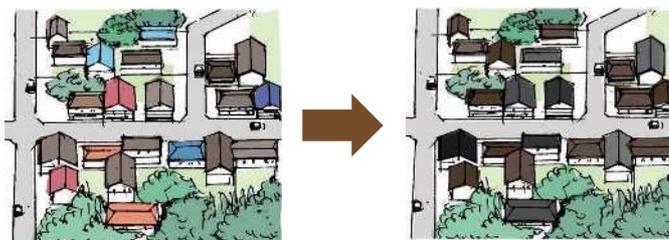
●建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■この眺望景の形成にかかわる建築物の建築は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。

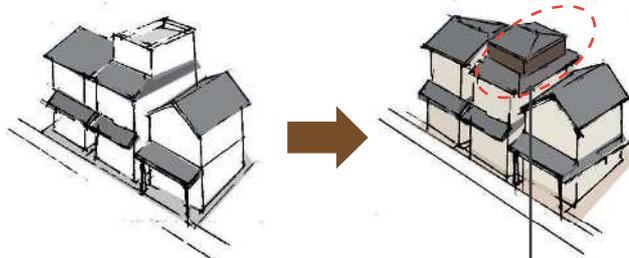


山なみに配慮し、高さや形態・意匠に配慮

■建築物の屋根の形態は勾配屋根とし、素材は光沢のないもので、色彩はマンセル値のN0～N5の黒色または暗灰色を基本とすること。

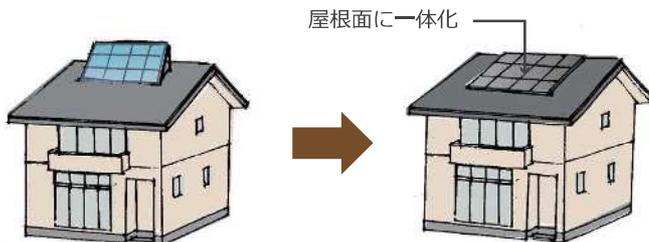


■陸屋根とする場合は相応の理由がある場合のみとし、その場合、色彩等の工夫により景観に及ぼす影響を抑制すること。



上階の壁や屋上の色彩を抑える、庇の設置

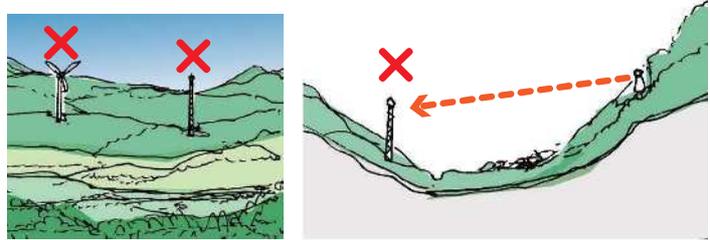
■建築物の屋根に太陽発電設備を設置するときは、光沢を抑えた黒色タイプとすること。陸屋根を除き、勾配は屋根面に一致させ、屋根と一体的に設けること。



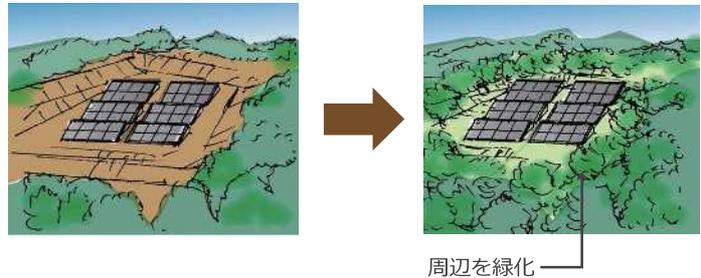
屋根面に一体化

### ● 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

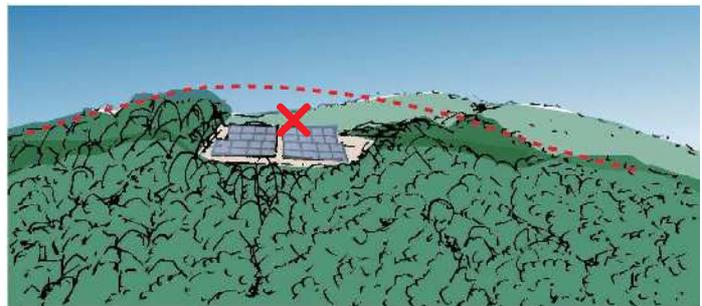
- この眺望景への影響が懸念される大規模な人工物（電波塔、風力発電施設など）の建設や造成工事、樹木の伐採などは行わないこと。
- この眺望景の形成にかかわる工作物の建設は、その景観的価値を損ねないよう形態・色彩・その他の意匠に配慮し、必要に応じて修景等を施すこと。



- 独立して太陽光発電設備を設置するときは、太陽光電池モジュールは光沢を抑えた黒色タイプ、その他附帯設備は落ち着いた色調とし、眺望景を損ねないよう一定密度以上の修景植栽を施すこと。

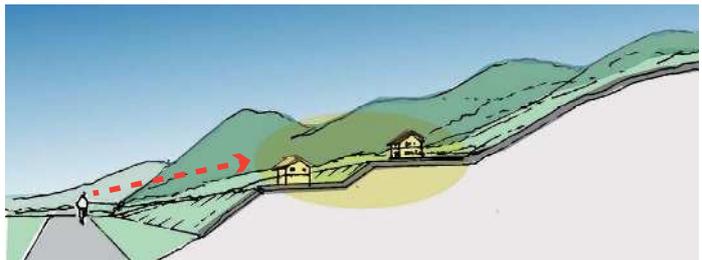


- 地形を改変する造成工事や樹木の伐採などを伴う太陽光発電設備の設置は行わないこと。



### ● 都市計画法に規定する開発行為

- この眺望景への影響が懸念される開発行為は、その景観的価値を損ねないよう、市との協議の下に進めるよう努めること。



## 3-2 標準とするモデルタイプの設定

### (1) 標準とする建築モデルタイプの考え方

- ▶ エリアごとの景観形成基準において、標準とする建築モデルタイプを設定していますが、必ずしもモデルタイプと同様の建築物としなければならないわけではなく、モデルタイプに準じたものまで許容範囲としています。
- ▶ 一帯の沿道景観として考えたときに、その場所の景観向上に適した建築デザインは多々考えられます。モデルタイプの基準の範囲の中で、その場所に適した建築デザインを考えましょう。
- ▶ 隣近所の方々と将来に向けた景観まちづくりを共に考え、連携して良好なまちなみ景観を創出しましょう。

### (2) 標準とする建築モデルタイプ

- ① 現代和風建築／A1 エリアタイプ
- ② 現代和風建築／A2 エリアタイプ
- ③ 伝統和風建築タイプ
- ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）
- ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）

## ① 現代和風建築／ A1エリアタイプ

屋根の形態	・反り・むくりの無い4寸5分勾配の切妻または寄棟 ・軒の出・けらばの出を有する※1
屋根の葺材	・和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照
外壁の形態	・真壁造り※3
外壁の素材	・塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、窯業系サイディング※4のいずれか ・柱・梁及び腰壁等は木材※5
外壁の色彩	・白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照 ・柱・梁及び腰壁等は、黒色または茶褐色※6 ……-> 色彩基準・範囲はP.38を参照

- 注 ※1 原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上とする。  
けらばの出は、隣家と連続して景観を形成する場合は緩和することができる。  
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。  
軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。  
化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。
- ※2 マンセル値ではN0～N5。  
※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。  
※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。  
※5 木質感のある木目調アルミ材も可。  
※6 塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。

② 現代和風建築／ A 2 エリアタイプ※1

屋根の形態	・ 4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ・ 軒の出・けらばの出を有する※2
屋根の葺材	・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※3 ……-> 色彩基準・範囲は P.39 を参照
外壁の素材	・ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※4など、 周囲の景観と調和するもの
外壁の色彩	・ 周囲の景観と調和するものとし、彩度の高い色の使用を避ける※5 ……-> 色彩基準・範囲は P.39 を参照

- 注 ※1 現地に見られる近代和風建築タイプを含む。
- ※2 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。  
庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。
- ※3 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR(赤)～(Y(黄)・G(緑))～B(青)の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※4 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢の無いもの。
- ※5 主要な外壁は次の色彩（表示はマンセル値）の範囲におさめること。  
ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。  
R(赤) および YR(橙) の色相は彩度6以下、Y(黄) の色相は彩度4以下、上記以外  
の色相は彩度2以下とすること。ただし純白は除く。

### ③ 伝統和風建築タイプ

構造	・木造
屋根の形態	・4寸～6寸勾配の切妻、寄棟または入母屋を基本とする ・軒の出・けらばの出を有する※1
屋根の葺材	・和瓦またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・光沢の無いもので、黒色または暗灰色※2 ……-> 色彩基準・範囲はP.40を参照
外壁の形態	・真壁造りまたは押縁（彫子）下見板張り（腰板張り）※3
外壁の素材	・塗り壁（土、漆喰、モルタル等）または板張り※4
外壁の色彩	・白またはY（黄）系の色相で彩度3以下 ……-> 色彩基準・範囲はP.40を参照

注 ※1 原則として軒の出60cm以上、けらばの出30cm以上とする。

庇は勾配屋根とし、葺き材・色彩は屋根に準ずる。

軒は鼻隠しをつけず、垂木現しとすることが望ましい。

化粧軒裏とする場合は、軒裏は屋根・庇と同勾配とする。

※2 マンセル値ではN0～N5。

※3 付け柱を施して真壁風とすることも可。

※4 木材の塗装は、木目の見える浸透性塗料とする。塗り壁で純白のものは除く。

#### ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）

屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする</li> <li>・ 軒の出・けらばの出を有する</li> </ul>
屋根の葺材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの</li> </ul>
屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※1</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.41 参照</li> </ul>
外壁の素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗り壁（土、漆喰、モルタル等）、板張り、サイディング・ALCパネル※2</li> <li>など</li> </ul>
外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白（N9以上は除く）またはY（黄）系の色相で彩度3以下※3</li> <li>……-&gt; 色彩基準・範囲はP.41 参照</li> </ul>

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。ただし純白は除く。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。

## ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）

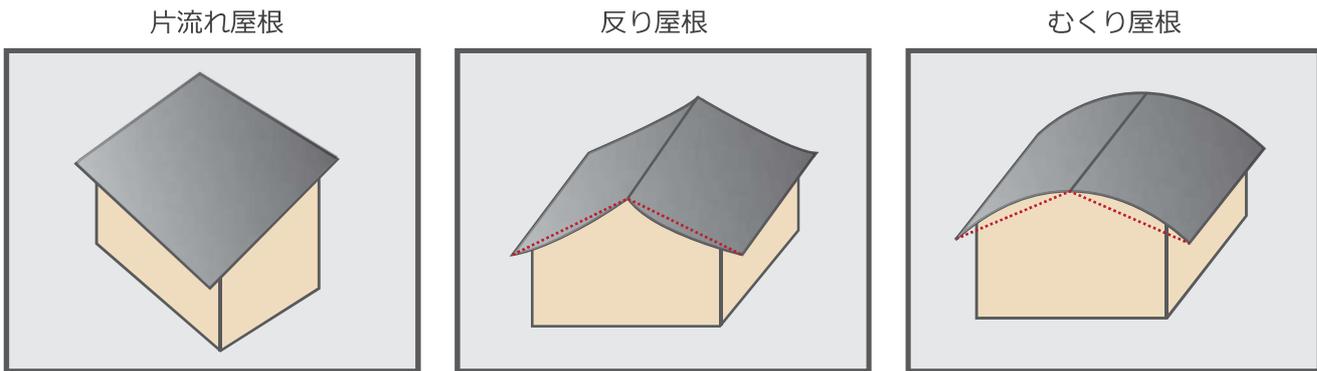
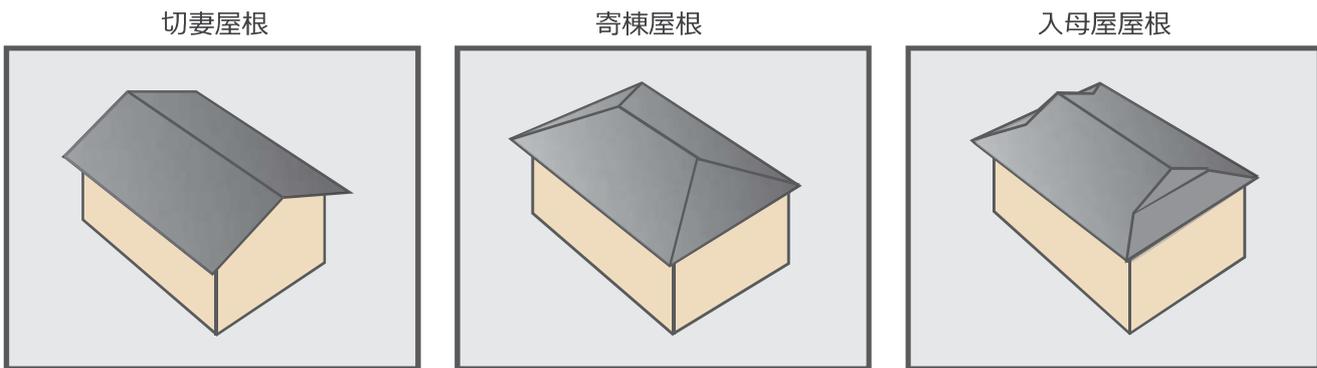
屋根の形態	・ 4寸～6寸勾配の屋根（切妻、寄棟、下屋庇付きの片流れ）を基本とする ・ 軒の出・けらばの出を有する
屋根の葺材	・ 和瓦、金属板またはこれらと同等の風情を有するもの
屋根の色彩	・ 光沢の無いもので、黒色または暗灰色、暗褐色等※1 ……-> 色彩基準・範囲はP.42参照
外壁の素材	・ 板張り、サイディング・ALCパネル※2など
外壁の色彩	・ 黒色系または褐色系などを基本とする※3 ……-> 色彩基準・範囲はP.42参照

- 注 ※1 マンセル値では、N0～N5もしくは色相がR（赤）～（Y（黄）・G（緑））～B（青）の間で、明度2ないし3以下、彩度4以下程度のもの。
- ※2 レンガ風・石積み風などの表情を施していない、均質で光沢のないもの。
- ※3 黒色系はN3～N7程度、褐色系は5YR3/2程度の濃い茶系とし、その他も彩度3以下、明度4以下とする。

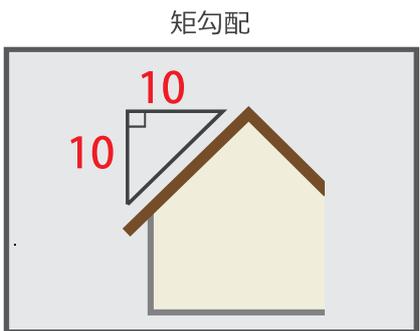
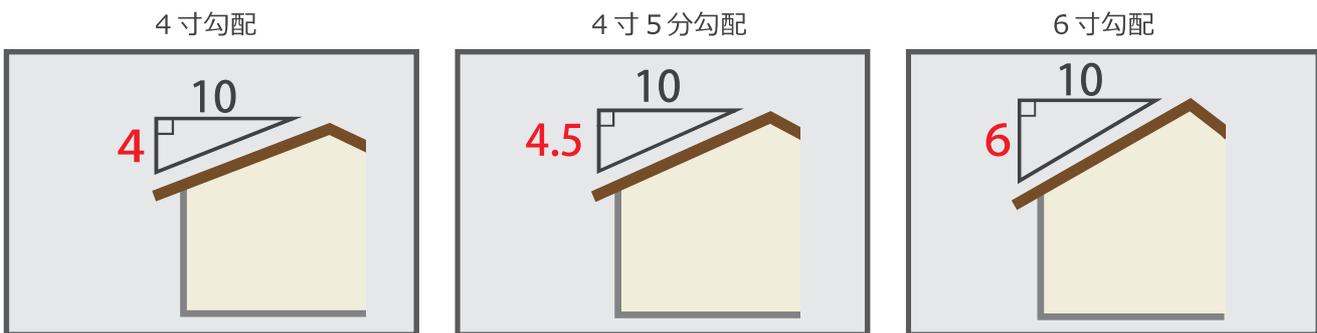
(3) 建築モデルタイプの用語解説

屋根の形態意匠

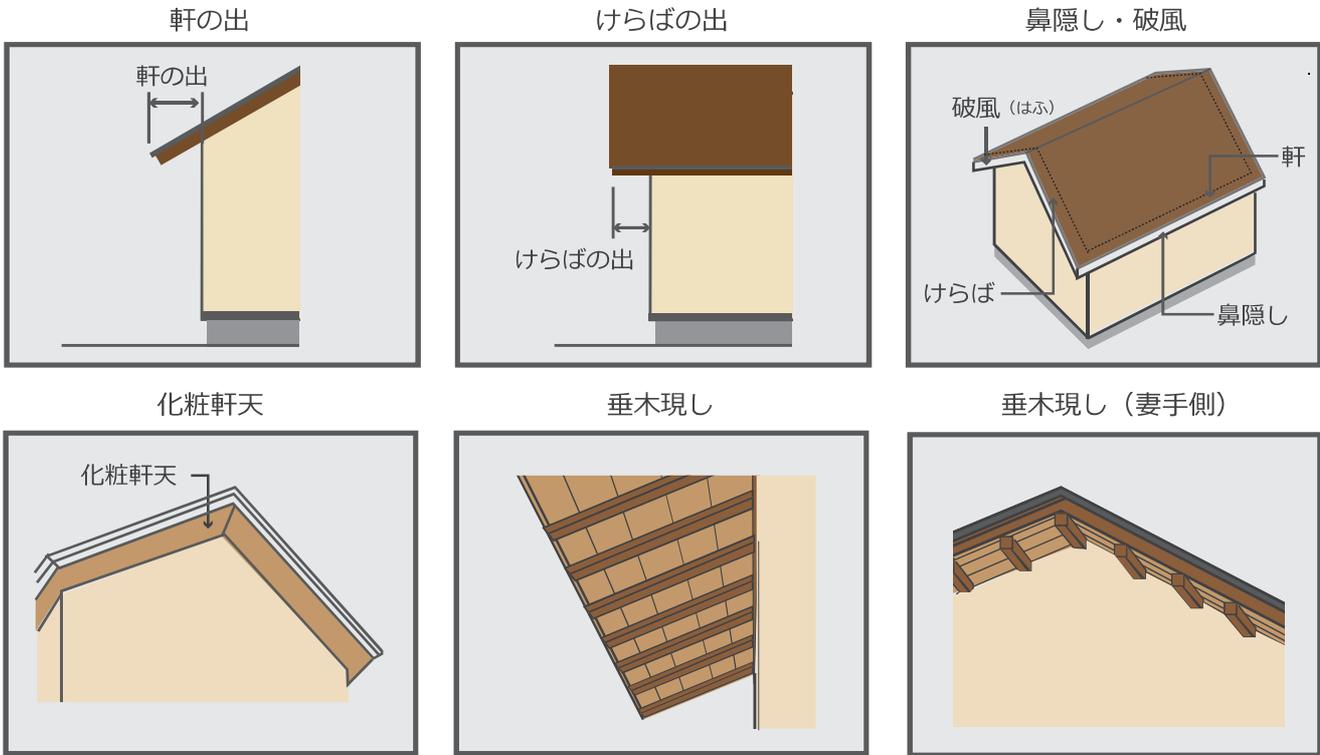
●外壁の形態



●屋根の勾配

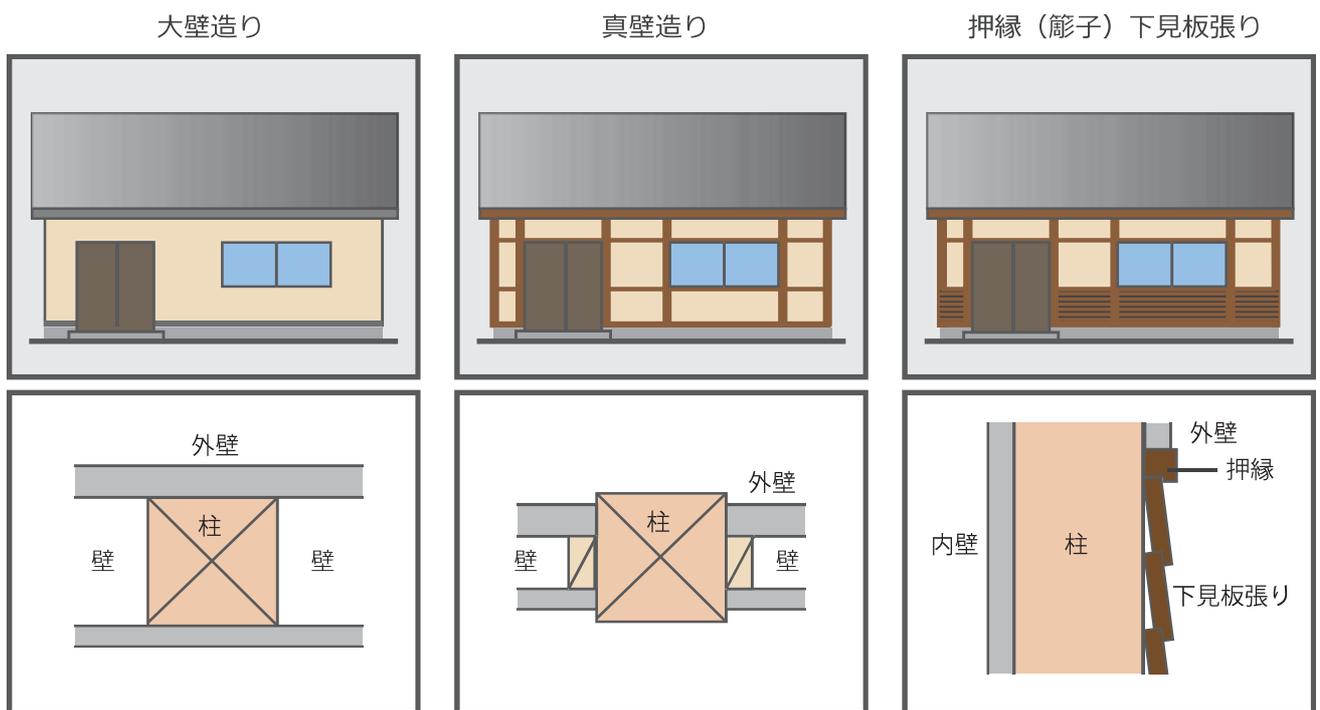


●屋根その他の意匠



外壁の形態意匠

●外壁の形態



## 屋根・外壁等の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

### はじめに

景観計画等では、色彩を正確にかつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、JISにも採用され多くの国で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、一つの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差の無い正確な色彩を表現することができます。

### 色相(いろあい)

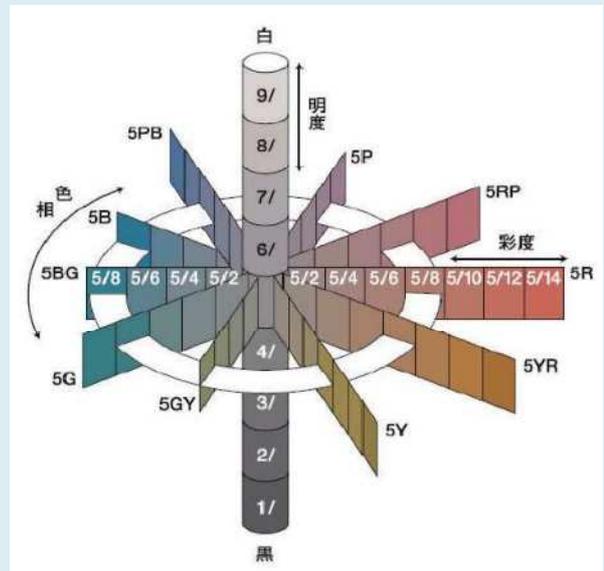
色相はいろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す1~10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

### 明度(あかるさ)

明度は、あかるさの度合いを0~10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

### 彩度(あざやかさ)

彩度は、あざやかさの度合いを0~16程度までの数値で表します。色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。



### マンセル記号による色彩の表し方

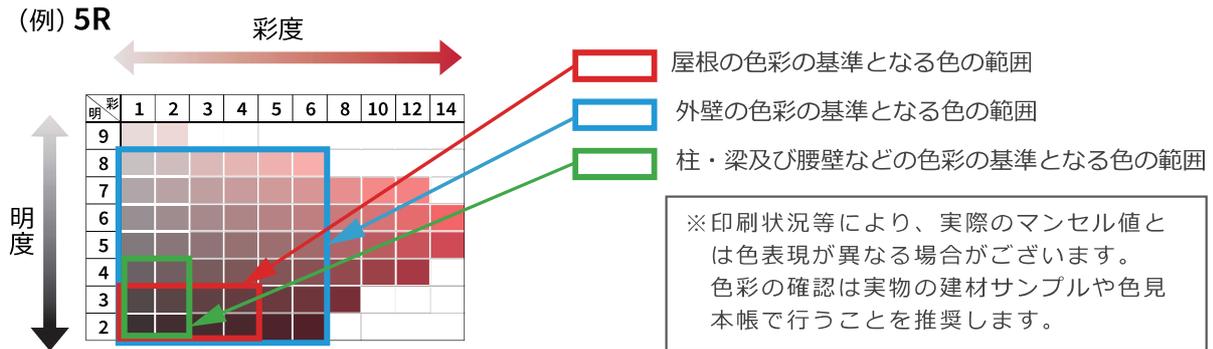


マンセル記号はこれら3つの属性をあわせて一つの色彩を表記する記号です。有色彩は、色相、明度、彩度を組み合わせて表記し、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせます。

## 基準となる色彩の確認の仕方

屋根、外壁、柱・梁及び腰壁と分けて色彩の基準となる色の目安を四角で囲っていますので、対象となるエリアやモデルタイプをご確認のうえ、ご参照ください。

また、このガイドラインでは代表的な例として色相を5で統一し表記しております。



※(参考)N0について

マンセル表色系では最も理想的な黒をN0としています。完全に光を吸収してしまう色であり、色表現できないため、表記の上では下限の明度をN1,上限をN9.5としています。

## ① 現代和風建築 / A1 エリアタイプ

対応エリア

A1

A2

A3

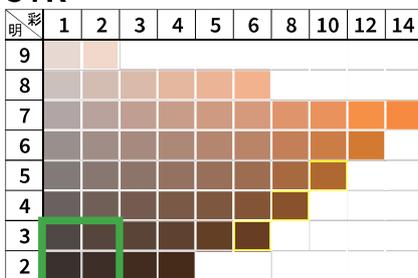
B

C

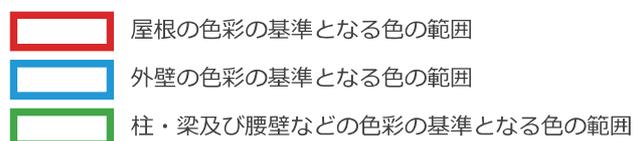
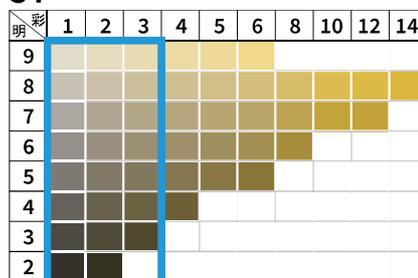
D



5YR



5Y



## ② 現代和風建築 / A2 エリアタイプ

対応エリア

A1

A2

A3

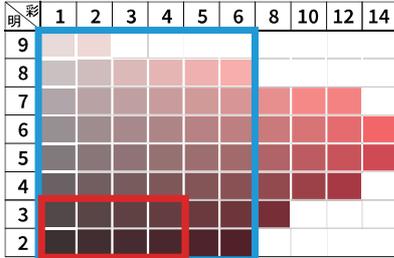
B

C

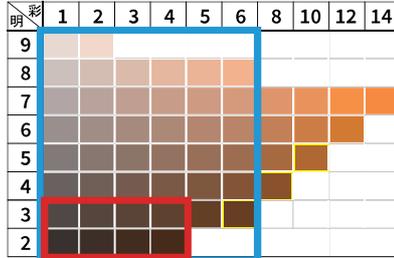
D

N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

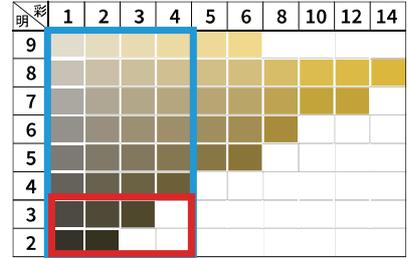
5R



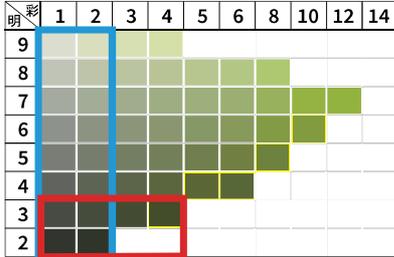
5YR



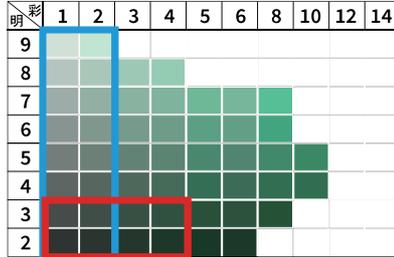
5Y



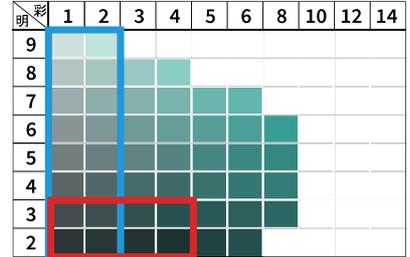
5GY



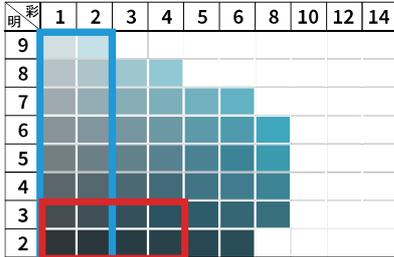
5G



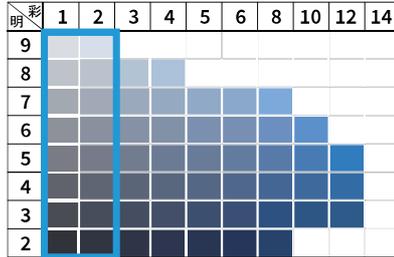
5BG



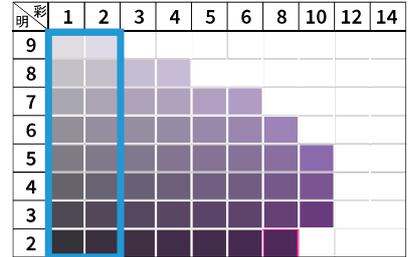
5B



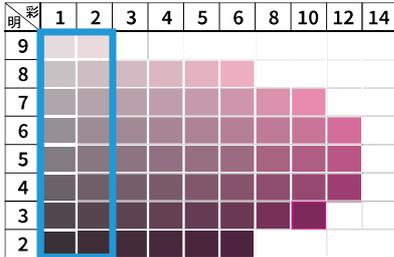
5PB



5P



5RP



屋根の色彩の基準となる色の範囲  
 外壁の色彩の基準となる色の範囲

### ③ 伝統和風建築タイプ



N1	N1.5	N2	N2.5	N3	N3.5	N4	N4.5	N5
N5.5	N6	N6.5	N7	N7.5	N8	N8.5	N9	N9.5

5Y

明彩	1	2	3	4	5	6	8	10	12	14
9										
8										
7										
6										
5										
4										
3										
2										

-  屋根の色彩の基準となる色の範囲
-  外壁の色彩の基準となる色の範囲

### ④ 住宅建築タイプ（ベージュ系）

対応エリア

A1

A2

A3

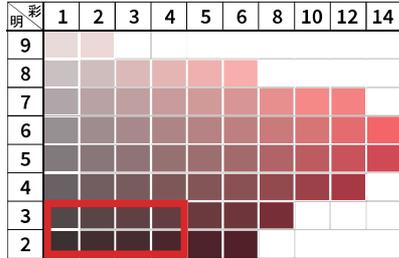
B

C

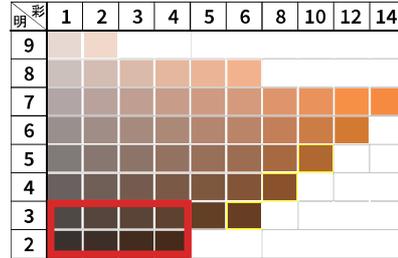
D



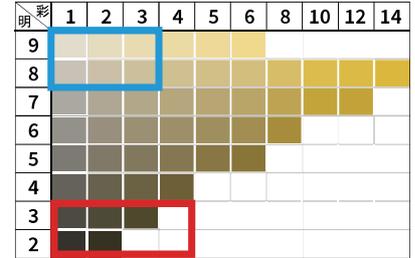
5R



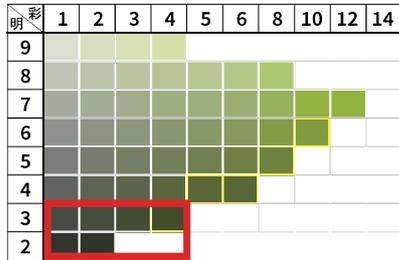
5YR



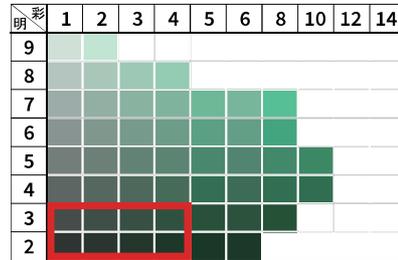
5Y



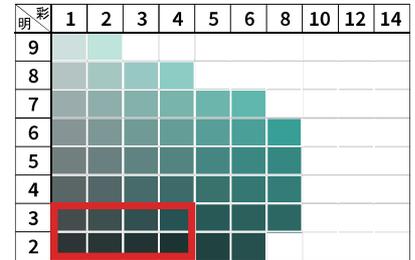
5GY



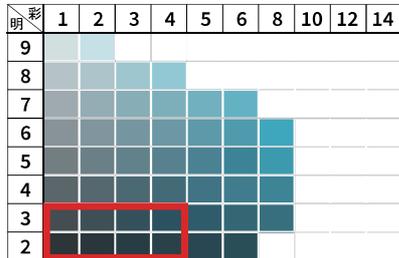
5G



5BG



5B



屋根の色彩の基準となる色の範囲  
 外壁の色彩の基準となる色の範囲

## ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系）

対応エリア

A1

A2

A3

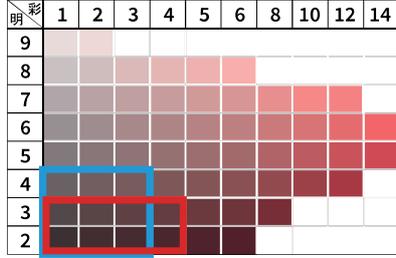
B

C

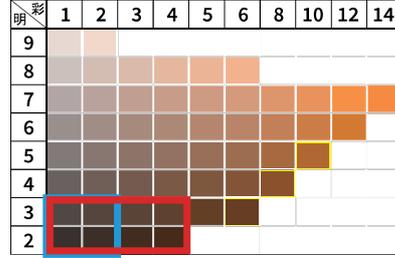
D



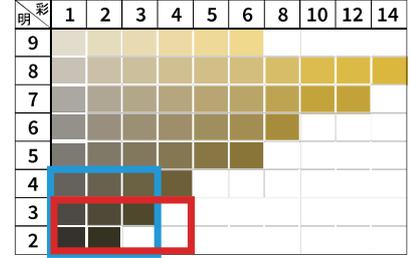
5R



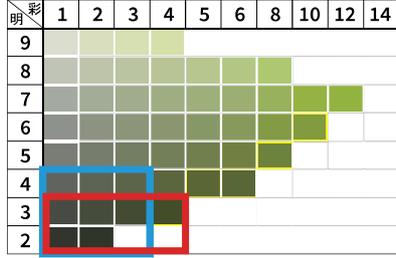
5YR



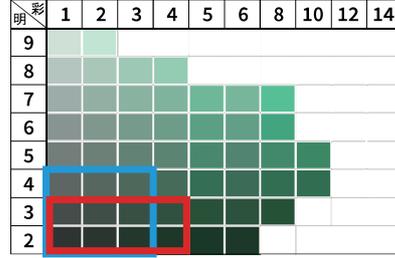
5Y



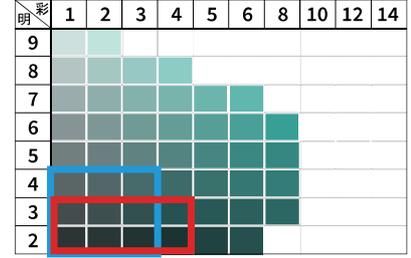
5GY



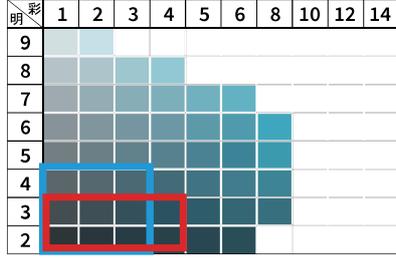
5G



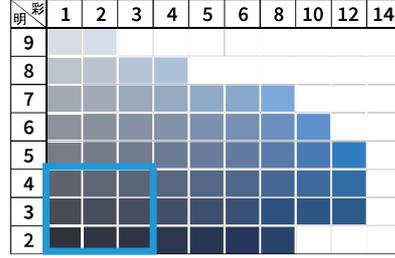
5BG



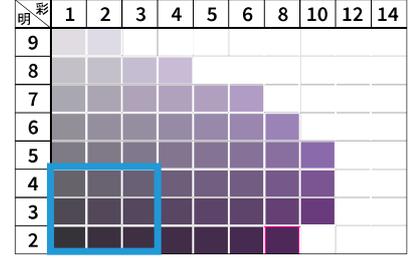
5B



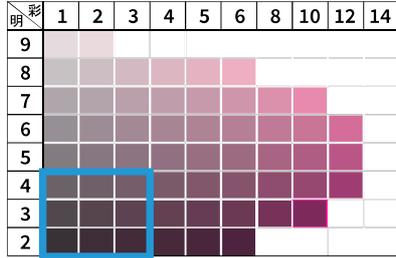
5PB



5P



5RP



 屋根の色彩の基準となる色の範囲  
 外壁の色彩の基準となる色の範囲

### 3-3 エリアごとの景観形成基準等

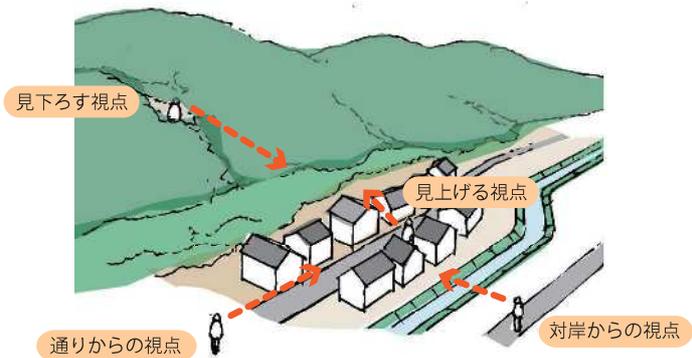
#### (1) A1エリア

##### ① 景観形成目標

- 門前に形成された市街地として、人々の集う空間形成を通じて、和風の風格と賑わいの感じられる景観まちづくりを目指す
- 特に1階部分を中心に、高さの揃った庇、下屋庇等により連続性を高めつつ、屋内外をつなぐ中間領域の形成や、覆屋や屋外テラス等により駐車場を含めた空地スペースの活用、1、2階壁面の色彩・意匠や屋根の形態・色彩・意匠による連続性の向上や調和感の向上などを図り、景観の向上に努める
- 敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

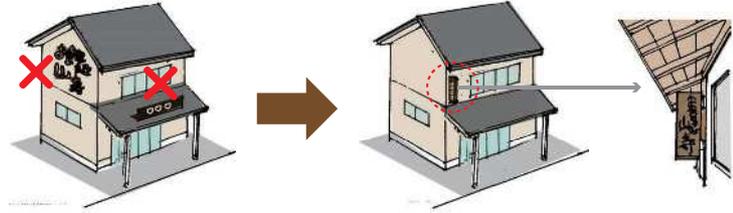
##### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①現代和風建築A1エリアタイプ ……………&gt; P.30 (屋根・庇などは4寸5分勾配)</li> <li>■ ③伝統和風建築タイプ ……………&gt; P.32</li> </ul>
屋根の色彩	■ 黒色～暗灰色 ………> P.38
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来訪者の視点に立ち、周辺やアプローチからの多様な見え方に配慮すること。</li> <li>■ その上で、周囲・背景・並びあるいはその将来像などに調和し連続性を生み出すよう努めること。</li> <li>■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。</li> </ul>



修景整備

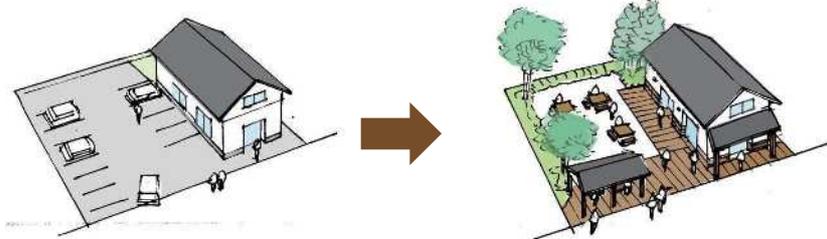
- 建築物と一体となった壁面広告等は撤去すること。
- 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。
- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。



壁面広告等を撤去し、袖看板に変更

駐車場の転用など広場状空間の形成

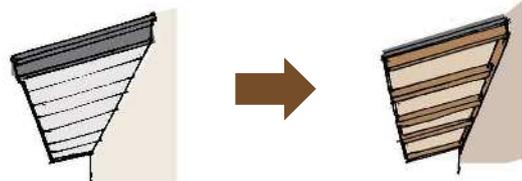
- 覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。
- 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。



駐車場を広場に転用し、賑わいを創出

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。



軒下を木の部材が見えるように修景

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場の転用など広場状空間の整備

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。

## (2) A2エリア

### ① 景観形成目標

- 駅から宝珠橋に至る参詣者の主要動線として、和風の風格を感じさせつつ通りごとに特徴のある景観まちづくりを目指す
- 通りごとにある歴史遺産や先行事例などの良好なストックを考慮し、壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出し、庇の軒線や棟のスカイライン、屋外テラス空間などに、通り景観としての適切なリズムが生まれるように努める
- 敷地条件に制約の多い建築物も多く、どのようにして景観向上を図るかは場所によりまちまちである上、その景観向上には近隣の協力が不可欠であるため、届出から協議・審査の場を通じて関係者間のコミュニケーションを促し、協調的な関係の構築を目指す

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

- ②現代和風建築A2エリアタイプ ……………> P.31
- ③伝統和風建築タイプ ……………> P.32

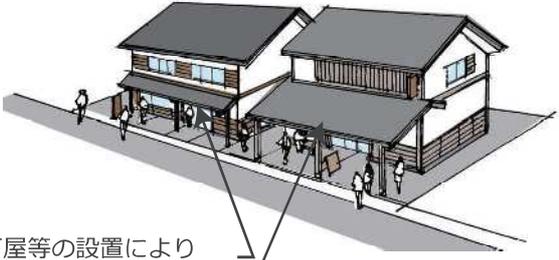
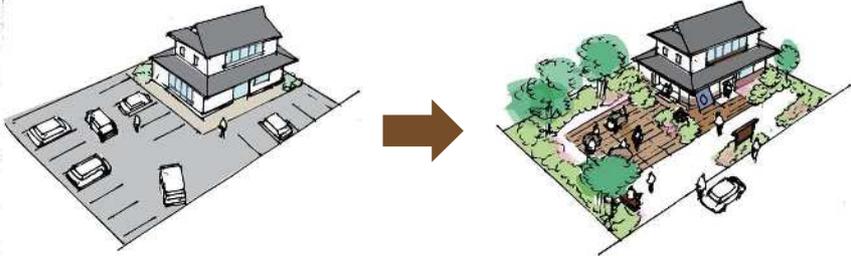
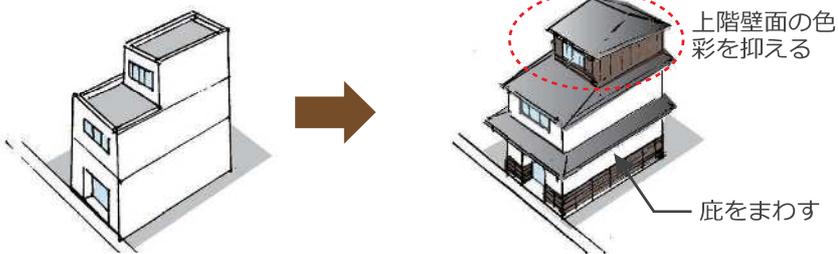
屋根の色彩

- 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----> P.39

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

- 既存建物との調和を図り、通りごとの特徴ある景観形成に努めること。
- 壁面線や軒の高さを揃え、スカイラインに注意して屋根のリズムをつくるなど連続性・一体感を高めること。
- 街路景観として調和する場合は矩勾配も可とする。



<p>修景整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 庇や下屋、雁木を設置するなど、賑わいの創出に努めること。</li> <li>■ 駐車場のサイン類の整序化に努めること。</li> </ul>  <p>庇・下屋等の設置により道路側に賑わいを創出</p>
<p>駐車場の転用など広場状空間の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 覆屋や屋外テラスを設置（和風の建築物と調和した色彩・意匠、派手なものとならないよう彩度を抑えた色彩とし、可能な限り自然素材を活用する）するなど、賑わいの創出に努めること。</li> <li>■ 広場の舗装並びにデッキを設置するなど、広場状空間の形成に努めること。</li> </ul>  <p>駐車場を広場に転用し、賑わいを創出</p>
<p>その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。</li> <li>■ 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。</li> <li>■ 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。</li> <li>■ 自動販売機の色は焦茶色を基本とすること。</li> <li>■ 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。</li> </ul>  <p>上階壁面の色彩を抑える 庇をまわす</p>

③ 推奨基準

<p>推奨整備行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の新築・改築・増築</li> <li>■ 屋根の改修</li> <li>■ 建築物の修景整備</li> <li>■ 駐車場の転用など広場状空間の整備</li> </ul>
<p>推奨基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの、またはその近隣で描く将来像と調和していると認められるもの。</li> </ul>

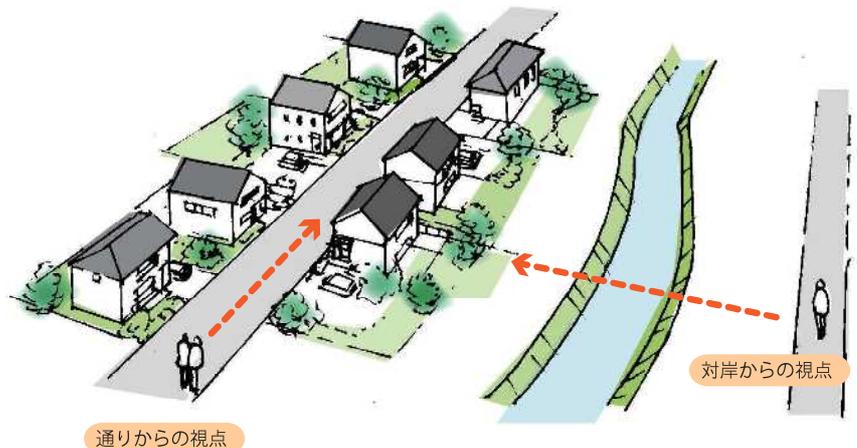
## (3) A3エリア

### ① 景観形成目標

- 共同駐車場から宝珠橋に至る参詣者の主要動線の一つとして、和風を感じさせる落ち着いた住宅地景観の形成を目指す
- 壁面の位置・色彩、屋根の形態・勾配・色彩などにより連続性を生み出したり、生垣、植え込みなどにより通りの景観にうろおいが生まれるように努める

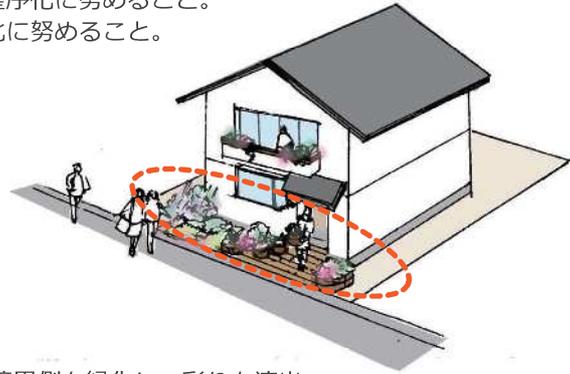
### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅用途 ④・⑤ 住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） -----&gt; P.33 P.34</li> <li>■ 商業用途 ② 現代和風建築A2エリアタイプ -----&gt; P.31</li> <li>■ 住宅・商業共通 ③ 伝統和風建築タイプ -----&gt; P.32</li> </ul>
屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅用途 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----&gt; P.41・42</li> <li>■ 商業用途 黒色～暗灰色 -----&gt; P.39</li> </ul>
標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来訪者の視点に立ち、建造物のみならず、敷地境界部分や玄関まわりのデザインにおいても、緑化を施すなど景観形成に配慮すること。</li> <li>■ 立谷川沿いなど建物裏が揃って見える部分にも配慮すること。</li> </ul>



修景整備

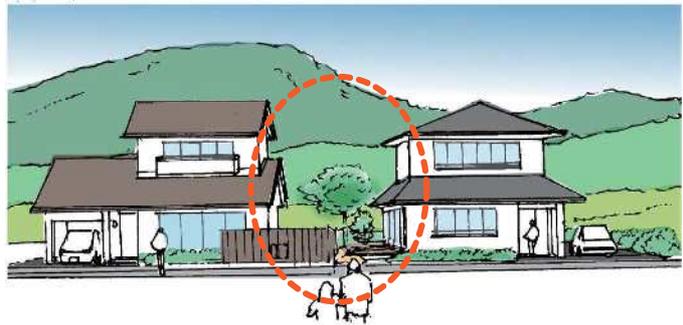
- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。
- 沿道景観のための緑化に努めること。



道路境界側を緑化し、彩りを演出

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 軒下や覆屋などの下部は木の部材を見せるよう努めること。
- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 建物と建物との間（スリット）などから背景の自然が見える場合、その見せ方にも配慮すること。



植栽管理や屋外設備等の目隠しなど、  
背景の自然との調和に配慮

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 駐車場・住宅まわりの緑化・修景

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (4) Bエリア

### ① 景観形成目標

- 山居の呈をなす緑豊かな住宅地景観を維持し、周囲の眺望景を阻害しないよう目立たないものとする
- 屋根は黒色（暗灰色）の勾配屋根とするが、壁面の色彩の明度・彩度を落とし、屋根の高さも抑え、背後にある立石寺の眺望を遮らず、また、さらに緑化を加えることによって、当住宅地が遠方からも目立たないものとする
- 地区内においても、石垣や石段などの歴史を経た工作物や、路地、そのまわりの緑などを維持し、また、可能な限り自然素材を活用し、周囲と調和した形態・色彩の建築物・工作物とする

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

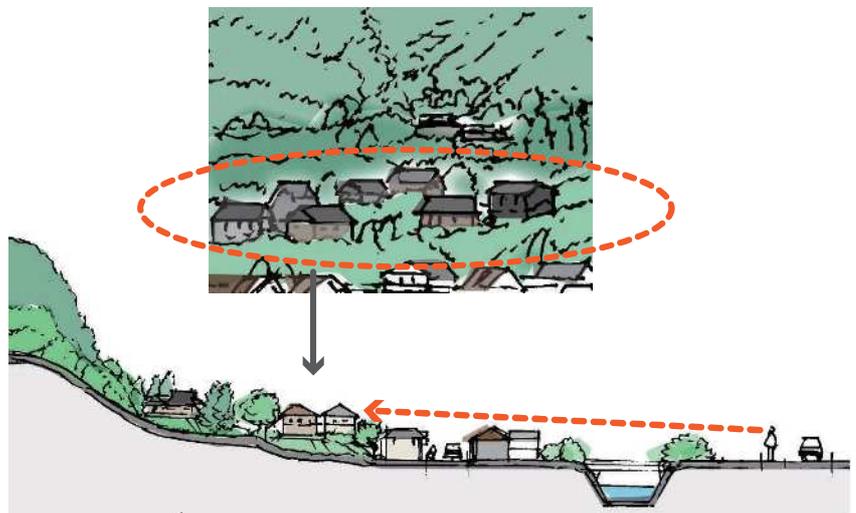
■ ⑤ 住宅建築タイプ（暗色系） -----> P.34  
 （ただし屋根は高さを配慮したもの）

屋根の色彩

■ 黒色～暗灰色 -----> P.42

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

- 駅方面からの眺望に配慮し目立たない壁面色彩並びに屋根の形態・色彩とし、併せて緑化に努めること。
- エリアの環境維持のためにも緑や歴史的工作物の維持に努めること。



山寺駅方面からの眺望に配慮した形態・意匠、緑化

その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 屋外設備は囲いなどによって修景するよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。
- 住宅以外の用途の場合も山居の風情を損なわないよう配慮すること。

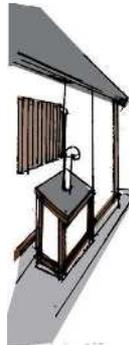
〈屋外設備の修景例〉



格子で修景



外壁面の色彩に合わせる



外壁面と一体化した意匠



板塀等で修景

③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 住宅まわりの緑化

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (5) Cエリア

### ① 景観形成目標

- 幹線道路（県道）沿いでは、地区の自然と歴史に調和した山寺地区固有の落ち着いた住宅地景観の形成を目指す
- 沿道の駐車場も、緑化を施し、看板を基準に沿って抑制し、地区景観を阻害することなく、山寺地区固有の落ち着いた景観の形成に寄与するものとする
- 商業機能が立地する場合には、黒色（暗灰色）の勾配屋根をもった伝統和風建築タイプもしくは現代和風建築 A 2 エリアタイプとし、沿道景観として調和したものとする

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

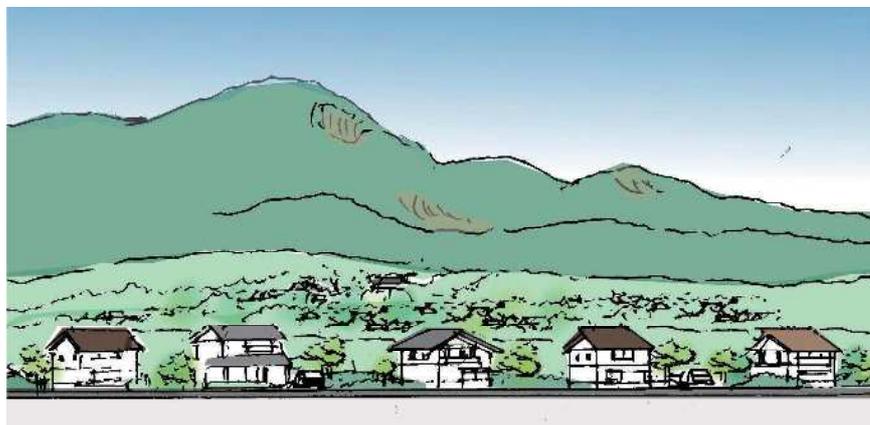
- 住宅用途 ④・⑤住宅建築タイプ（ベージュ系・暗色系） -----> P.33・34
- 商業用途 ②現代和風建築 A 2 エリアタイプ -----> P.31
- ③伝統和風建築タイプ -----> P.32

屋根の色彩

- 黒色～暗灰色～暗褐色等 -----> P.41

標準とする建築モデルタイプをベースにした建造物・敷地デザインの地区別基準

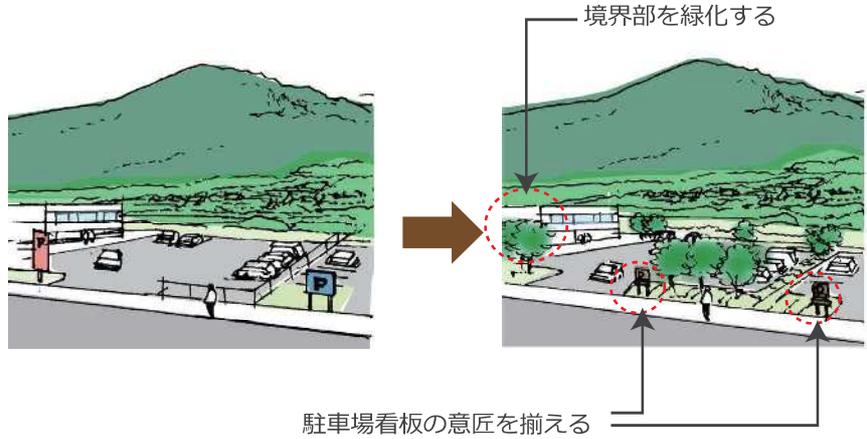
- 幹線道路沿道の景観を整えるため、建物用途に応じて調和に努めるとともに、敷地境界部分を中心に適切な緑化に努めること。



背景の自然に調和した緑化

修景整備

- 駐車場のサイン類の整序化に努めること。
- 沿道景観のための緑化に努めること。



その他建造物や敷地のデザインに関わる配慮事項

- 3階以上の部分を目立たせないよう努めること。
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。

焦茶色に修景し、周囲との調和を図った自動販売機



③ 推奨基準

推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備
- 幹線道路沿いの駐車場・住宅まわりの緑化・修景

推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。

## (6) Dエリア

### ① 景観形成目標

- 地区全体を囲んでいる緑地を維持し、地区内各施設のデザインコードに則った維持管理を行い、調和した景観の維持を図る

### ② 遵守基準

標準とする建築モデルタイプもしくはデザインコード

- エリア内の既存各施設が有するデザインコード

屋根の色彩

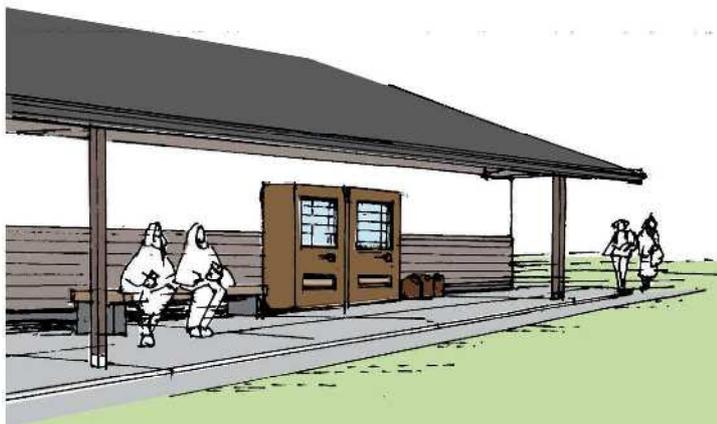
- 黒色～暗灰色・暗褐色等 -----> P.41

標準とする建築モデルタイプをベースにした建築物・敷地デザインの地区別基準

- 各施設それぞれの当初のデザインコードに則り、それぞれの特性を維持しつつ、景観の継承に努めること。
- 増改築に際しては高さ 10m以下を基準とすること。

その他建築物や敷地のデザインに関わる配慮事項

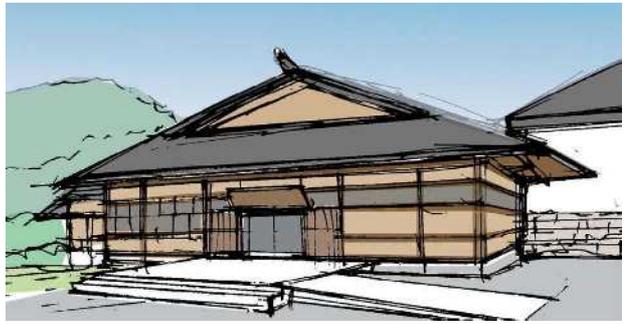
- 自動販売機の色彩は焦茶色を基本とすること。



焦茶色に修景し、周囲との調和を図った自動販売機



後藤美術館



芭蕉記念館



風雅の国

### ③ 推奨基準

#### 推奨整備行為

- 建築物の新築・改築・増築
- 屋根の改修
- 建築物の修景整備

#### 推奨基準

- 景観形成目標に向けて遵守基準を満たすもので、周囲の景観と調和していると認められるもの。